

自由民主党宮崎県第一選挙区支部長 公募要領

1、公募対象 自由民主党宮崎県第一選挙区支部長 (管轄：宮崎市、東諸県郡)

2、応募資格ならびに応募方法

(1) 応募資格

- 資格＝日本国籍を有し外国籍を有していない方。当該選挙区内で活動できる者。
- 住所＝限定しない。但し、選出された場合は、速やかに選挙区内に住民票を移すこと。
- 年齢＝最終選考日（開票日：令和7年5月22日）までに被選挙権（満25歳以上）を有すること。
- 党籍＝自民党籍を有すること。党籍のないものは、居住する都道府県連において一次選考の前日までに入党すること。但し、他の政党等に所属していないこと。
- 推薦人＝自薦・他薦を問わない。

(2) 応募方法

○募集期間＝令和7年3月27日から同年4月9日までの14日間。

- 応募提出書類
- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ①公募申込書 | 1通 + PDFファイル |
| ②エントリーシート | 1通 + PDFファイル |
| ③戸籍抄本 | 1通 |
| ④住民票 | 1通 |
| ⑤最終学歴卒業証明書 | 1通 |
| ⑥小論文 | 1編 + Wordファイル (2,000文字以内) |
| ※テーマ「自民党の政治家として考える国と宮崎の未来」 | |
| ⑦選挙広報 | 1通 + PDFファイル |

注) ア、提出書類は宮崎県連指定様式のものを用いること。

イ、応募に際し提出された書類は一切返却しない。

ウ、提出書類は自民党県連のHP (www.miyazaki-jimin.jp) からダウンロードするか、自民党県連事務局に取りに来ること。

○応募書類提出先等

提出先 郵便番号 880-0805
宮崎市橋通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル5F
自由民主党宮崎県支部連合会 宛
電話 (0985) 23-3820
電子メール koubo.jimin45@gmail.com
提出方法 持参、郵送（簡易書留）、電子メール
提出期限 令和7年4月9日 午後5時到着分まで

3、選考方法

(1) 選考基準

- ① 党の理念、綱領、政策に賛同できる人。
- ② 宮崎県を愛し、自民党と自民党宮崎県連を愛し行動力のある人。
- ③ 優れた政治感覚、政策能力を有する人。
- ④ 清新・清潔で幅広い見識を有する人。
- ⑤ 情熱を持って政治に取り組む人。

(2) 選考方法

①書類審査

提出書類の審査は事務局で行う。(不備、書面の記載漏れ、誤記等の指摘を受けた場合、受付期間内に限り、再提出することができる。)

②一次選考 (日時：令和7年4月19日(土) 13:30 会場：JA・AZM別館202研修室)

○書類審査を通過した応募者全員が参加し所信表明発表を行う。欠席した者は本公募を辞退したものとみなす。

県連選挙対策委員会が、所信表明、エントリーシート、小論文、選挙広報等を審査したのち、投票により上位3名以内を選出する。なお、応募者が1名の場合、または1名しか選出されなかった場合には同委員会で可否を投票により決定する。

③最終選考(党員投票)

○前年党費(令和6年分)を納入し、党員名簿に記載された選挙区内の党員(以下、「選挙人」という)により選考する。

○最終選考に進んだ応募者のエントリーシート、選挙広報、及び小論文を選挙人に郵送し(5月7日発送予定)、同封された投票用はがきを投函することにより投票する。投票用はがきは宮崎中央郵便局に5月21日までに必着とする。なお、投票用はがきは開票日まで宮崎中央郵便局に留め置きとする。

○開票は投票締め切り日の翌日に管理委員会立ち合いのもと行い、有効投票のうち最も多く得票した者を当選者とする。

4、党員投票に関する選挙運動

党員投票は、公平、公正な選挙となるよう公職選挙法に準じ実施することとするが、ビラ等の送付や頒布、電話での投票依頼は原則禁止とする。なお、自民党県連の実施する演説会等は次の通りとし、最終選考に進出したものは必ず参加すること。

- ・令和7年4月20日 10:00 街頭演説会 JR 宮崎駅西口アミュプラザ前
- ・同年 4月23日 17:30 街頭演説会 宮崎山形屋前
- ・同年 4月26日 15:00 公開討論会 JA・AZM ホール別館 302 研修室
- 17:30 街頭演説会 JR 宮崎駅西口アミュプラザ前

5、公募の不成立と対応

応募者がなかった場合は選挙対策委員会で今後の選考方法等の対応を協議する。

6、その他の事項

- (1) 県連は本公募で選出された者を党本部に対し選挙区支部長として申請する。
なお、本部において選挙区支部長として認定された後は、県連や支部の行う諸事業に積極的に参加しなければならない。
- (2) 選挙区支部長は選挙区の支部、各級議員と連携し、地域との交流や資質の研鑽、情勢の把握に努め、選挙体制の確立に努めること。
- (3) 衆議院議員総選挙に係る費用については候補者負担を原則とする。
- (4) 本公募要領にない事項や発生した問題については公募制度管理委員会が判断する。

以上

令和7年3月17日

自由民主党宮崎県支部連合会
国会議員候補予定者公募制度管理委員会